

# 社団法人 日本山岳ガイド協会

## 役員報酬規則

(目 的)

第1条 社団法人日本山岳ガイド協会（以下「社団法人」という。）の常勤又は常勤に準ずる役員（以下「常勤の役員」という）の報酬はこの規則に基づいて支給する。

(本 俸)

第2条 役員の本俸は年俸制とし、以下に定めたとおりとする。

- (1)会長の年俸は、2百万円を上限とする。
- (2)専務理事の年俸は、1千万円を上限とする。
- (3)常任理事の年俸は、4百万円を上限とする。

(通勤手当)

第3条 前条に定める本俸の他、通勤のために公共交通機関を利用している役員に、通勤手当を支給する。支給方法は別途定める。

(支給方法)

第4条 役員報酬の支給は、年俸の12分の1を毎月支払うものとし、支給日は毎月25日とする。ただし、支給日が休日にあたる場合は、その前日に繰り上げる直その他の支給方法は別途定める。

## 附 則

1、この規則は平成15年4月14日から施行する。